

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）43

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838</a>

—  
—  
—  
大  
好  
心  
地

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

外務審議官

条約局長

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

参事官

北米第一課長

沖縄に因る防衛交渉

45.1.14

米北1

米北局長不在のため

11月防衛庁大西防衛課長は安保課長を来訪(米北1法後、糸川波同席)、最近の防衛

交渉の状況を説明すると共に、近く用儀を急ぐか  
ている久保・カチ会談における防衛庁の対応

方針に言及した。

1. 本までの交渉空録(別添1)を説明

(1) 昨年11月の糸川・カチ会談(空録別添2)  
以来、自衛隊と米空軍との間、

GA-5

661 199

外務省

横断線に因る防衛交渉の状況

議の防空体制に話し合ってきた。日米側より復帰  
後1年以内に運用し得る防空体制に。 (1) 亦一  
後

にについては問題ないこと、(2) ACXN 及びナイキに  
ついては、サハの後半は出まると、要するは

平均で62%であり、4基のうち3基が  
超えたとする旨説明し、米側も右説明を

応じている。日米側からの正式回答を  
与えられ、米側がこれを了承すれば防

衛庁としてはこの際防空体制の話し合いの  
方針を針として米側と意見交換を

している。  
(2) Command and Control について米側は

前-バ-は協定では十分であり、自衛  
隊が属すため、地方で米側が防空責任を

GA-6

外務省

新設の防空識別圏... (1) ...

... (2) ...

... (3) ...

... (4) ...

... (5) ...

... (6) ...

... (7) ...

GA-6

負っている内容に合致する協定を修正す  
るか又は新しい協定を合意するかの何れか

を求めているが、その理由を原にしている。  
(3) 沖縄防空識別圏 (ADIZ)

沖縄<sup>西</sup>端の防空識別線が与那国島の  
中央部と南北に海沿いである。台湾側か

らの侵入をスクラムの場合、日本の領域  
内へスクラムが侵入する。右境線

に復帰するに修正をよう米側に申し込  
ている。

(なお、本土に於ける防空識別線は防衛  
局長が定めることが出来る。) )

(4) 施設関係 国境  
防衛については、協定批准までは自衛

(注) 自衛隊、航空自衛隊との関係で、4件はオーバーランの舗装と  
不整合、また千歳空港の航空用(冬季用)工事を自衛隊が行  
うという協定がある。唯一の土地(地盤)の所有権  
は調停でなく争奪

4

隊が使用している建物等の建設工事は  
認められず、米側の立場もあり、各工事の  
進捗を再検討したところ、那覇空港の滑  
走路の工事では本年六月頃から着手する  
との旨が4件のうち、右に示す米側の了解  
を以てしていること、残りの3件はさらに必要  
(これは米側の改善条件/年内引渡の必要条件である)  
に依り解決するものと、一方は協定批准後  
後~~に~~作業にかかることで十分と承知して  
いる。  
細かな技術的問題については作業部会で作  
り検討していくことになり、次回又保力一軒  
会議ではこの点で米側意向を打詰する  
(別添3)  
2. MILRONTのPoint Paperの取扱い。  
(別添4)

GA-6

各  
外務省  
関係  
機関  
へ  
送付  
済み

この点について、防衛庁と米側との関係は、

5

(1) 防衛庁としては、(1)の条で米側の確保  
額を得ることになり、(Point Paper)は防  
衛体制の問題がまだpendingとされている。  
(2) 自衛隊の費用負担につき、6,800と言及  
するが、これは4次防の数字であり、沖縄に当初  
展開する費用は3,300であることと明確  
にしておいた。  
(3) 右の12件は、ホーク、レジャーサイト  
の資産評価額に言及しているが、防衛庁  
としては評価額がnegotiableなもの  
であり、ホーク850万ドル、12件620万  
ドル、レジャーサイト655万ドル計2125万ドルは市  
価の1/3と見做しているが、所要年数が1/3で済

GA-6

外務省

「これに比べて」  
6

小は価格も下がっているが当然であり、この点に関  
してもお話しをした。貿易交渉の最終は日米大蔵省

(4) 防衛交渉に関する最終的な日米政府の決  
定がどのような場で行われるかはお話しを

が、何れにしても関係者(外4, 大蔵)と密接  
に協定したい。

なお、前記(1), (2), (3)のやりとりについては  
口頭で行ったことについては、会議録とい

はありますが、point paper に対する回答文書  
で行ったことは残存していない。

(当初は、米側 point paper が防衛交渉に  
対し general agreement に達してあるとい

たことに対し、外務省の support として)  
と述べているが、何れを具体的に示すことが  
お話しを済ませたこと)

GA (註: 本件 Point Paper については吉野-スティーヴン-会議の  
決定事項と見なされた。\*del)

「これに比べて」  
6  
も同意してあり、同意は初めからなされている。

104 附 末

別添 1

1620

取扱注意

沖縄関係事務の状況等

1. 経緯概要

の公式会談等

主要事項	内 容	資 料
施設等所要 (44. 5. 8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 初期展開部隊の希望展開地、施設所要等の概要について MILLRON 下非公式提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊初期沖縄展開要綱(案)</li> </ul>
第1回会談 (44. 5. 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 援業引継任務(警防、港防、哨、監視)</li> <li>② 提示 初期展開部隊規模 計 3,300 名 (陸 1,100, 海 800, 空 1,400)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄防衛の日本保管について (25. May '70)</li> <li>② 沖縄の防衛</li> </ul>
第2回会談 (44. 6. 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 提示 遷移の6か月以内配備予定部隊について公式提示</li> <li>② 任務要領 (陸警防空哨戒、民協)</li> <li>③ 部隊編成 (陸 1,150, 海 780, 空 1,430)</li> <li>④ 配備地 (那覇、久米、柳井ビーク)</li> <li>⑤ SAM の早期討議開始、及び判明次第 4 次所(沖縄)通知も要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 沖縄小隊編成部隊等について (44. 6. )</li> <li>② カーチス書簡 (23. JUNE '70)</li> </ul>
第3回会談 (44. 7. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 提示 自衛隊要入について米案説明</li> <li>② 場所 カ、AB、カ、ハ、北、柳井ビーク</li> <li>③ 主要施設の建設不要、及び退在を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊の沖縄要入について (21. JULY '70)</li> </ul>

取扱注意

56X28

主要事項	内容	資料
	<p>④ 基本の方針を説明                      ① 米軍は、当地域の問題は政府間の外交交渉によって決まるとする。</p>	
<p>連絡官派遣 (45.8.24)</p>	<p>陸海空各1名、高瀬事務所</p>	
<p>策4回 (45.8.26) 策5回 (45.9.3) 公式会議</p>	<p>① 防空移管実行計画作業の推進 要領について討議 ② AD作戦シナリオの構想 ③ 提示 ④ 防空装備品西格(包括)</p>	<p>④ 沖總防空について (21. Aug. '70) ③ 沖總防空について (3. SEPT '70)</p>
<p>策1回 調査団派遣 (8.3/～9.5)</p>	<p>伊崎工務官以下37名 (内 海×6、陸×2、空×8、施×3)</p>	
<p>AD作戦シナリオの策定</p>	<p>AD作戦シナリオ指定の交換 ④ 5空司令官、1大佐、(9月14日) ⑤ 空幕防衛部長、課長 (9月22日)</p>	
<p>策6回 公式会議 (45.11.18)</p>	<p>④ 提示 ⑤ 次防沖總計画の概要説明 ⑥ 提示 沖總防空について (1). 2N, 2Hを相上り (2). 日本側案 (1N, 1H) につき、ハロウエーシ ビル (1年次の引継、機器購入) 報告</p>	<p>④ 次防沖總配備 計画について ③ 沖總防空について (17. Nov. '70)</p>



(2) 防空作業グループ会議

日本側 : 議長 空幕防衛課長 以下 関係 陸・空幕僚  
米側 : 議長 5AF 以下 関係 陸・空幕僚

主要事項	内 容	資 料
第1回会議 (45.9.25)	① 大ハバ紹介、手順資料等の交換 ② 日本側 駆逐計画の提示	
第2回会議 (45.10.9)	① 提示 航空自衛隊中総展開計画(案)を提示し説明	
第3回会議 (45.10.21)	① 提示 前回の空母案の対案として、F1、AC&W、SAMKの米案を提示し説明	
第4回会議 (45.12.18)	① 提示 第6回突一カ会議の基調を第4回突一カ会議におけるR+18加月における提示し説明	

3. 中総防衛関連 問題 英

(1) 中総防衛任務の引継ぎ

不任務引継ぎ期間

(2) 米側は、返還日以後1年以内の防衛任務引継ぎを主張

(2) 中が方では、

。空自 F1

(6ヵ月後からアラート開始)

。産自 HAWK

(1ヵ年後に任務開始)

かつ、米側主張の文化問題がある。

。空自 ACEW 及び NIKER については、18ヵ月後に態勢完了を主張

(3) 但し 前面英一力会談の結果は、前提を設けたうえ ACEW 及び NIKER こそ、12ヵ月後の状況にて、次のとおり米側に提示した。

ACEW

： 外移管受付はできず、要員充足約62%とあり運用上能力低下をきたす。

1985年3月11日

NIKE

： 部隊縮成は可能であるが、年次射撃未了とあり、待機任務付与の態勢に転換。

(4) なお、この問題については「防衛任務引継ぎ」に付いて、その態様をどのように解決するか、この点で歩み寄り、できるのではないか？

1. SAMの英力

(5) 米側は、SAM英力に付き Phase I として現存 NIKEX3, HAWK X4 コーネルの移管、Phase II として撤去のニコ、NIKEX5, HAWK X4

追加配備し、これを8月中後とすべきを主張して然るが、最近では追加配備の事は将来の問題として保留する態度を示している。

(1) 米側方は、現存 NIKEX3, Hawk44の中隊を配備するが、その後追加配備する計画はなにも表明。

4. 日米の Command and Control に関する問題

(1) 米側は、防空機能の移管経過期間内及びSAMに関連して、一か一バ協定等の修正、あるいは新協定の締結が必要であるという意見を述べている。

✓ (1) 意見の方は、現行「一か一バ」の沖總適用の問題はなからうという意見もあるが、今後検討する旨を述べている。

5. 沖總防空識別圏の問題 (資料別添-1)

現在 米側で定めている 沖總防空識別圏 (OKINAWA ADIZ) の台湾側境界線は 東経123°(約)、この線が 与那国島の中央部を南北に通過している。よため、復帰前には 米側で境界線を修正するよう 5AF 20MILRONTRKを要求しており、米側は処置を検討中である。(MILRONTRK, AFRONT, JCS, 世報社)

(2) 施設関係

3. 各自衛隊使用の地域、建物等の細部

(1) 米側は、進駐する自衛隊の初期展開計画に対し、次の包括的な地域を提案してきたが、またその地域内の具体的な移管地域及び建物等を提示するに至っていない。

陸 自 : 主力はナハ村北地区、航空隊はナハ航空基地  
HAWKは既存弾地等

海 自 : 基地隊はナハ外ビーチ、航空隊はナハ航空基地、  
連絡所はナハ港を捜査中。

空 自 : ナハ航空基地及び各レジャーサ外、NIKEは既存の  
弾地等

(4) このため、ナハ方の具体的な配置計画作成上 必須である 施設整備  
計画 (新設、改修等) が固まらず、障害となっている。

1. 復帰前の施設整備 (MILRON's report)  
MILRONから非公式な理解を得た。 (口述 - 別添)

2. 幕共同使用となるナハ航空基地  
移管地域、及び建物等が判明した後、基地の使用、管理等  
の検討を要する。

(3) 航空交通管制関係 (ATC) (資料 別添-2)

2. 現在、沖縄におけるATC業務は全て米空軍 (1962 Commw Ord) が実施  
している。 (細部 口述)

1. 返還後、沖縄におけるATC権は運輸省航空局の所掌となる  
こと。 次の方針区分は下記が予想される。  
。 航空路管制 (Air Route Traffic Control)  
—— 航空局の所掌となる。

11月  
検査科

。ターミナルレーン管制 (RAPCON)  
— 現 米空軍 カデナ RAPCON が 残るであろう。

。カハ飛行場の飛行場管制 及び GCA  
— 防衛庁 (空自) または 航空局へ 移管されるであろう。  
又、カハ飛行場における管制権の問題、防衛庁 (空自) あるいは  
航空局の マニュアルが 担任するが 問題である。

(4) 現地調査の実施 (主として SAM, AC&W 関係)

兼田調査 (8月末~9月初) で 未了とされている 主として SAM (NIKE 及び  
HAWK) 及び AC&W (KTR) 近く 調査団を派遣する 必要がある。

(5) 装備品等の購入及び価格

SAM (NIKE, HAWK) 及び AC&W 等 の 地 購入を 予定 装備品 及び  
現物調査、資料入手のうえ、購入品の決定、価格見直し、作業  
を急ぐ必要がある。

(6) 11月 渡中 總隊 予算 成立 への 関連 事項

(7) その 他

(a) MILRONT から 陸 及び 海 の 作業 シェア フォ 編成 への 提案 あり。

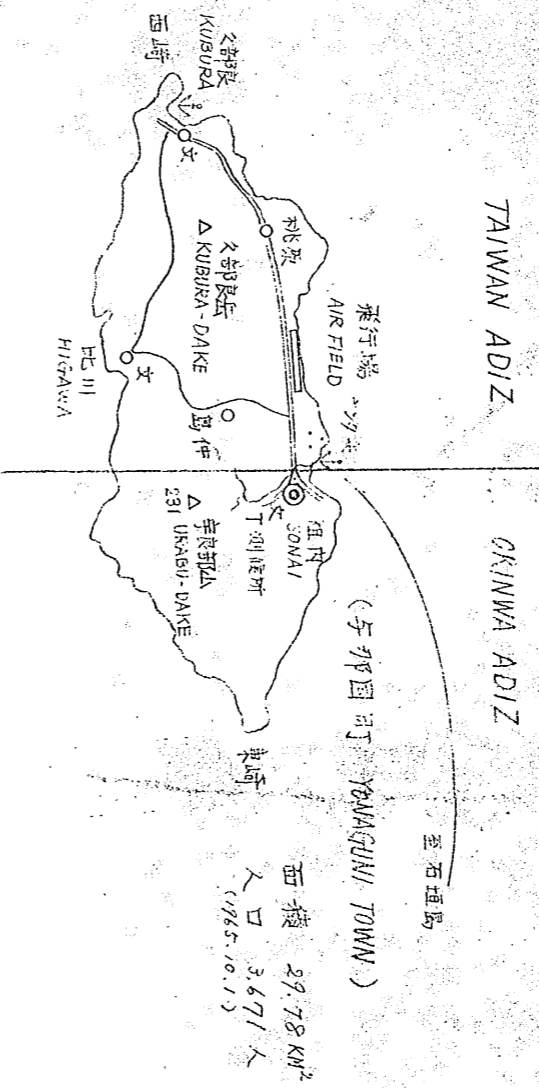
別添 - 1

与那国島 YONAGUNI-JIMA

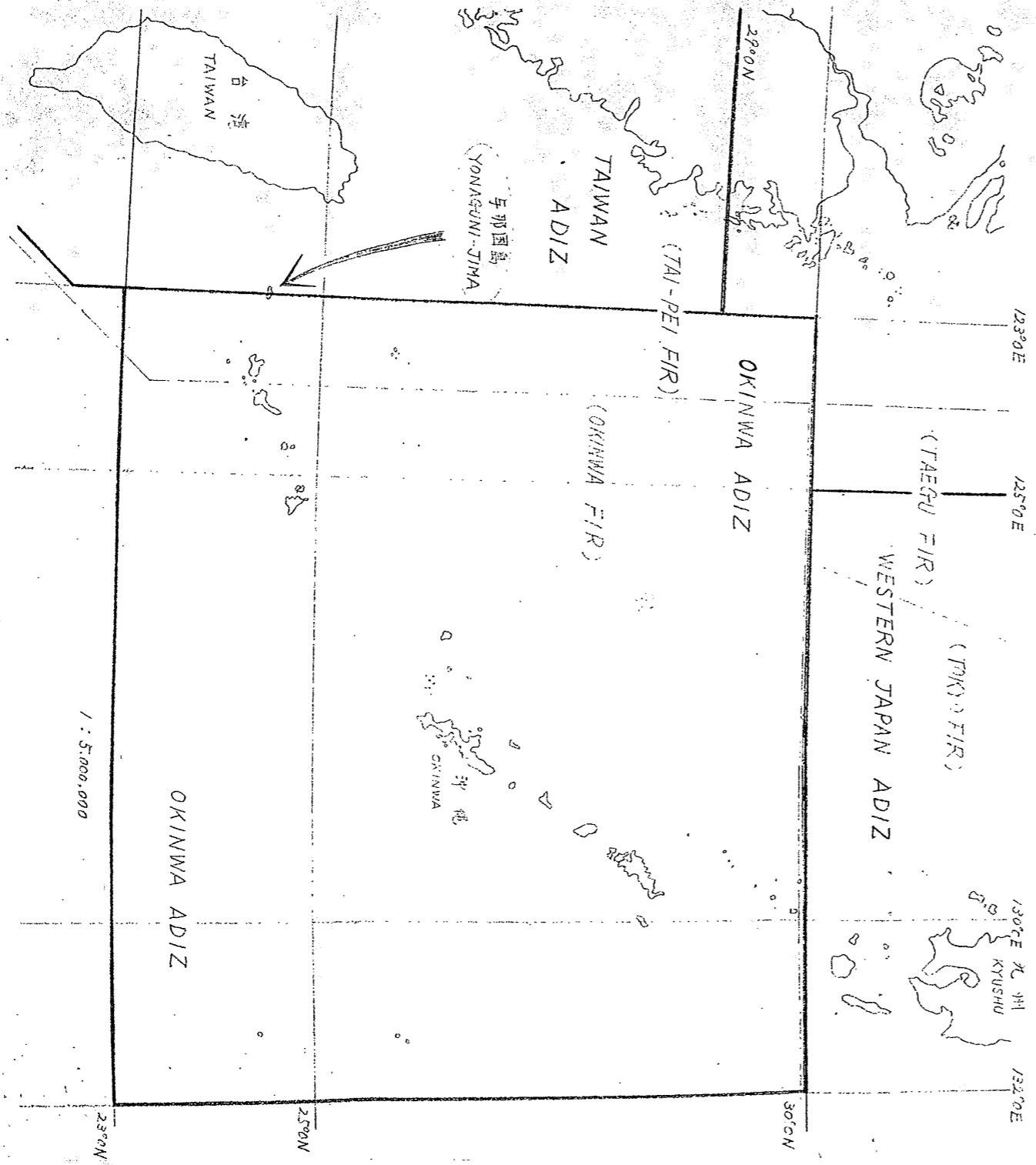
1 : 100,000

123°0'E

24°30'N



面積 29.78 KM<sup>2</sup>  
人口 3,671 人  
(1975.10.1)



9  
別添-2

### 航空管制業務について (ATC Air traffic Control)

No.	機能	組織	業務	Qの現状	"R"後の予想
1	航空路管制 Enroute Control or Center Function or Air Route Traffic Control	日本では航空交通管制部ACC (Area Control Center) - 東京 (東久米) 福岡 札幌 - の行状である。	C.T.A (Control Area) / FIR (Flight Information Region) の Traffic Control とやる。 Flight Plan の承認	AFCS の Far East Comm Region (府中) の北下の 1962nd C. Group (カタナ) の機能にて ARTCC (Air traffic control center) のあり。Q FIR の Control をやっている。	航空局 (CAB, Civil Air Bureau) の所管とやる。 Q ACC (カタナ外?) 新設か 福岡ACC (含む) あり?
2	ターミナルレーダー管制 Terminal Radar Control	RAPCON - 60~80NM, 40M~50M- (40~60NM)	管制区 TCA, Terminal Control Area 内の Traffic Control	カタナ RAPCON (1962nd Comm Group)	U.S.A.F のカタナに残ると北は U.S.A.F 管理で RAPCON は残るであろう。
3	進入管制 Approach Control or Non-Radar Approach	(通信系による) 進入管制 - 30NM, 4,000ft -	上記同様		カタナ: U.S.A.F 使用と北は U.S.A.F 管理
4	着陸誘導管制 Ground Approach Control	G. C. A - 約30NM -	I.F.R 時の着陸誘導	カタナ: RAPCON (1962 C.G) ナハ: G.C.A (2152 C.S) 77マ: G.C.A (海兵隊)	ナハ: 経管誘導は空自又は航空局
5	飛行場管制 Airport Control or Tower Control	各飛行場の Control Tower - 5.NM -	管制圏 Control Zone 内の目視範囲内の管制		
注	東京ACC (東久米) 内には、空自の AMIS (Air Movement Information Section) が同居し、ACC と AC 相互間の情報交換も行なっている。				

別添 秘

第6回 米/カーチス会談  
( 覚 )

日時 : 5. 21. 18 (水) 0930 ~ 1115  
場所 : 統幕 Opns

出席者 : (日) 米戸防衛局長 大西同課長  
中村海将補 清水1佐, 山澄2佐  
藤沢空将補

(米) カーチス中將, ウォルターズ大佐  
ワフル大佐,  
ドーキンス氏

(要旨)

1. 4次防における沖縄配備計画について

日本側は別添1のとおり4次防防衛庁案に含まれる沖縄関係の防衛力

の概要を説明し、併せて日本全体の防衛力整備の進捗状況からみて同計

画 特ニサイキ/ホーク名1コ大隊

秘

秘

の配備を含む防衛態勢が本土のそれと比較して妥当なものであることを

強調し米側の了解を求めた。米側は日本側の説明を理解し、かつ

このような全般説明の行われたことに感謝する旨付言した。

2. 沖縄防衛責任の引継ぎについて

米側は別添2-1のとおり、返還日に日本に帰属する沖縄防衛責任は

ミサイルサイト日本人が配属された時自衛隊に引継がらるべきこと、及

がそれは1年以内で完了されるべきであること、ならびに日本による引継

のためのSAM防衛態勢及びタイムスリッシュールに関するこれまでの米側見

解は適正かつ合理的なものであると信じている旨を述べた後、防衛引継

秘



秘

き問題の解決をさらに進展させるため日本側案をこえるSAM防空レベル

の問題は将来の考慮事項として残り、日本側提示のミコ大隊展開案について

次の各号をひとつのパッケージとして扱うとの米案を提起した。

(1) 沖縄にある米国のSAM及びAC&Wを購入し引継ぐ

(2) 1年以内に完了する。

さらに米側は1年以外の引継ぎについては米国は非常に強い関心を

有し、あり本提議が国防省が議会の提案せざる最低限度のものとして考

えている旨強調した。

また米側所感としてF104、及びホーク

の展開完了により沖縄防空態勢は相当程度バランスがとれてくると

秘

26 x 19

秘

思われるので、サイギの配属後の訓練に何題か若干残るとしても、サイギの配属が終了

した時点において、防空任務の引継ぎはできるのではないかとこの見解を付言した。

日本側は以上の米側説明からサイギ、ホークの沖縄配備数については

日本側の立場を米側が認められたものと了解すること、及び米提議については

は日本側でも十分検討する旨を述べ

た後、米局長の所感として次のとおり答えた。

(1) SAM及びAC&W機器については基本的には購入する方向で進めて

あり、細かい条件、その他細部資料の得られ次第交渉を進めたいこと。

(2) 防空任務引継ぎの期限の問題については別添えの

秘

NO. 3111

26 x 19

秘

とあり、引継ぎの裏付けとなる防  
空態勢の見方には中があるように

見受けられるので日米両者の歩み  
よりおぼやかしく思われること、及

びこの問題を71JFY予算査定以前  
に細部突込んで話合うことは予算

取得上微妙な影響もあり、不確定な基  
盤の上での議論ともなるので、ほぼ12月下

旬頃と思われ予算査定後に話合いたいと、  
さらに査定後はパッケージ

ジとしてはつきり議論ができれば  
あらうと考えられること

一方、米側はこれを了承するとともに、「  
防衛庁では1年を目標に引継ぐこと

にかいて予算査定後話合いたい」と  
していることをワシントンに伝えたいとの

意向を表明し、またSAM等細部資料の入  
手の促進を約束するとともに特に必要

秘

秘

な資料にたいし具体的な要望の提示を  
重ねて希望する旨付言した。

3 防空計画担当グループ作業の促進  
について

米側は日本側原案の18カ月後移管  
計画のほか、必要な仮定を設けて返

還1年後移管計画案の作成及び検討  
を防空計画グループ間で進めさせる

ことを提案した。

日本側は、

(1) 施設、SAM及びAC&Wに関する  
細部情報が不明である

(2) 次年度予算が未決定である

(3) 返還日は不明である

と云う現状において、日本側部隊の  
展開に必要な施設器材が確保される

こと、現要求と通りの予算が認めら  
れること、及び返還日を使りに72年

秘

秘

7月1日とすることの3つの後送の  
おとにあげた73年7月1日の状態を

さらに詳しく説明することは可能で  
あり、防空計画グループでこの問題

を討議することについて承知する旨  
答えた。

#### 4. 施設等の細部情報について

米側は自衛隊受入れのための施設  
等の細部について本11月末までに情

報の提供が可能となることを期待し  
ている旨述べるとともに現段階の情

報として別添を日本側に手交した。  
日本側は、これらの情報が計画促進

のための重要な要素であり提供の促  
進を要望した。

また日本側はATCの問題等検討の  
ためナハ航空基地の米使用将来計画

秘

26×19

秘

を照会したが、米側は現在なお不明  
であり、判明次第通知する旨答えた

秘

26×19

140  
18日

極秘

別添3  
46. 1. 11

ス保・カーチス会談の議題RONT

自衛隊の部隊が、沖縄返還後すみやかに任務に就くためには、沖縄の現在の米軍基地内に、昭和46年度から着手する自衛隊の施設整備として別紙(1)に掲げる施設の建設等が必要であると考  
え、施設整備に要する時間的要素を考慮した工事計画を策定し、準備を推  
めている。別紙(1)の内容RONTは、必要な予算が、昨年末、日本政府RONT  
よって承認された。しかるに、過日ウォルターズ氏から統幕事務局RONT示された

トーキング・パートナーでは、「沖縄復帰前の

工事開始は、一般的返還協定が日本国

議会及び米国議会RONTする何らかの必要

な法的支持がある前には開始することが

できない」旨の見解が示された。

この見解RONTよって両国の何らかの法的

支持を得た後RONT工事を開始したのでは

これらの工事<sup>(施設)</sup>が相当な期間を必要とす

ることから、その完成が遅れ、沖縄返

還日からの防衛任務の遂行が阻害される

恐れがある。

したがって自衛隊としては、前記工事

計画のうち 早急に着手しなければ"防

衛任務の遂行が阻害される恐れのある

工事に限って両国議会の両んからの法

的支持が得られる前に着手することの

ついて、米側の特別の承認を得たい。

とりあえず今回特別の承認を求めら

る。工事の具体的計画は別紙(2)のとおり

である。

2 また、自衛隊の施設整備が全般的

に円滑に行なわれるよう次のことを提

案する。

(1) 別紙(1)の工事計画を沖縄の米軍

関係部隊及び日本側関係者に送付

し、中央機関相互及び又は現地機

関相互の意思のそ通を推進する。

(2) 自衛隊が那覇航空基地(ホイルエア

を含む。)及びホワイトビーチの各米軍

基地の、どの場所に自衛隊施設を設け

部隊を展開できるか、その位置をすみ

やかに明確にする。

(3) 自衛隊及び米軍の工事担当者から

成る作業グループをミロントの細部専

門機関として設け、工事のための

細部事務を連絡調整し、作業を進める。

別紙(1)

沖縄復帰前に必要な昭和46年度工事計画

1. 陸上自衛隊沖縄整備隊(那覇米陸軍基地)

1) 管理施設

浴場新設 RC-1 454M<sup>2</sup>

トイレ設備新設 (木付室 S-1 132M<sup>2</sup>)  
(NPO-2K 2基 その他)

2) 通信施設

健康～沖縄回線 電話端局 電信端局・電圧10KV

電話設備 200PAX 交換装置・通信ケーブル

電信設備 鉄塔40M, 電圧50KV・テレビ装置  
その他

3) 隊舎食堂厨房のための既設建物改修

2. 海上自衛隊沖縄基地隊(ホワイト・ビーチ)

1) 隊舎等管理施設

通信室新設 RC-2, 200UP, 隊舎新設 RC-2 832M<sup>2</sup> (合棟)

発電所新設 RC-1 130M<sup>2</sup>

食厨等新設 RC-1 671M<sup>2</sup>

電気給水, 木付, 冷房, 浄化槽, その他の設備

2) 通信施設

送信機室新設 S-1, ケーブル等

3) その他の施設

3. 航空自衛隊沖縄航空混成団(那覇米空軍基地)

1) 隊舎等管理施設

食堂厨房改修 594M<sup>2</sup>

2) 通信施設

本土～沖縄回線 電話端局・電信端局・電圧10KV

通信ケーブル その他

電話設備 300PAX 交換装置・通信ケーブル

局舎新設 RC-1 150M<sup>2</sup> その他

電信設備 送受信塔・印刷電信装置

テレビ装置 その他

3) 隊舎のための既設建物の改修

4) 滑走路等の整備

滑走路延長 45m x 150m x 20cm

MA-1 バイク移設

進入灯移設

滑走路灯新設 その他

4. 公務員宿舎 (那覇米陸軍基地・那覇米空軍基地)

ホワイト・ビーチ)

宿舎 新設 RC-S 176戸

宿舎 既設改修 144戸

取扱注意

別紙(2)  
NO. \_\_\_\_\_

事項	工事内容	工期																				
		昭和46年						昭和47年														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
○	航空自衛隊 沖縄航空混成団(那覇空軍基地)																					
	滑走路等の整備	滑走路延長 45×150×23m MA-1バリア移設	調査工事	設計	準備	仮設	滑走路工事	灯器養生														
		進入灯移設、滑走路灯新設、その他	基本設計等	概算																		

○

(備考)調査工事

○

工事内容: R/W 縦横断測量(有限測量)

R/W 土質調査(坪掘り)

土取場調査

期間: 昭.46.6.1.~昭.46.7.31.

人員: 防衛庁職員 3名

業者 15名

取扱注意

佐藤事務官

別添4

極 秘  
無 期 限  
号 3 部 の 内  
3 号

CONFIDENTIAL

15 December 1970

Point Paper -- USMILRONT-JDA Arrangements for Okinawa Defense

- General agreement has been reached on roles and missions to be transferred, size of forces, type of equipment and time-phasing of deployments. Under discussion is the transfer of the air defense mission within 1 year instead of 18 months from R-day as initially proposed by the JSDF.
- Also agreement on general locations for basing JSDF although specific buildings allocation at Naha Air Base not yet complete.
- US side understands initial deployments (first 6 months) total approximately <sup>3200</sup>~~5,500~~ military personnel of the three services as follows:
  - 1 F104J FIC to Naha Air Base (1,400 pers)
  - Ground Defense Forces to Naha Wheel and Naha Air Base (1,000 pers)
  - MSDF to White Beach and Naha Air Base (<sup>200</sup>~~500~~ pers)
- AC&W and SAM personnel deployments, together with round-out of above forces, should be completed generally within one year from reversion. These forces will bring the total strength figure to approximately 6,800.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

2.

- JSDF to replace existing US units on a one-for-one basis.
- GOJ to purchase existing SAM and AC&W movable assets at reduced offered price subject to review of inventory and on-site inspection of equipment.
- Joint US-Japanese detailed planning group is developing plans for the actual transfer of air defense mission.
  - The group has specialized panels maintaining close coordination and follow-up.
  - Detailed inventories, price data, and modification status of US SAM assets have been turned over to the JASDF and JMSDF representatives.
- US side is prepared to assist in conducting on-site inspection of offered assets in the interest of concluding sales understanding.
  - 4 Battery HAWK -- \$3.5 million
  - 3 Battery NIKK -- \$6.2 million
  - 4 Radar sites (AC&W) -- \$6.55 million

TOTAL: 21.25 million
- We would appreciate Foreign Office support of actions underway by JDA. We wish to reach general agreement on all defense arrangements at the earliest possible date.

CONFIDENTIAL



秘

№ 3

CONFIDENTIAL

4 December 1970

TRANSLATION:

CONFIDENTIAL

Sixth Shishido-Curtis Meeting (Memorandum)

Time: Wednesday, 18 Nov 1970, 0930 - 1115

Place: Joint Staff Office, Operations Rm

Participants: Japan - Mr. Shishido, Chief, Defense Bureau

Mr. Onishi, Chief, Defense Section

RAIM Nakamura, MSDF

Capt Shimizu, MSDF

CDR Yamazumi, MSDF

MG Fujisawa, ASDF

U.S. - VADM Curtis

Col Walters

Col Warfle

Mr. Dawkins

SUMMARY:

1. The Okinawa Deployment Plan in the 4th DBU:

The Japanese side explained the general outline of Okinawa defense power included in the JDA proposed 4th DBU, as indicated in Attachment #1.

In addition, the Japanese side emphasized that the Okinawa defense plan -- particularly the deployment of one battalion each of NIKE and HAWK, is adequate in comparison with the air defense structure of Japan proper and from Japan's overall defense program, and requested US understanding.

The U.S. side stated they understood this and appreciated such explanation on the overall defense program.

秘

CONFIDENTIAL

秘

CONFIDENTIAL

2. Transfer of Okinawa Air Defense Responsibilities:

The U.S. side, as in Attachment #2-1, stated that, a. The Okinawa AD responsibility which will be returned to Japan should be assumed by the JSDF at the time the missile sites are manned by the Japanese; b. This takeover should be completed within one year's time; and, c. The US views on SAM defense posture and time schedule to date are believed to be appropriate and reasonable.

In order to make further progress in solving the problem of defense takeover, the US side proposed to set aside for future study the portion of SAM AD problem which exceeds the level proposed by the Japanese and to treat the proposed Japanese deployment of two battalions as a package as follows:

- (1) Takeover by purchasing US SAM and AC&W in Okinawa.
- (2) To accomplish within one year.

The US side stated that they were greatly interested in transferring the defense mission within one year and stressed the fact that this US proposal is one which is considered the minimum possible level the US Defense Department can submit to Congress. The US side also added that they think the Okinawa AD posture will be quite well balanced when the deployment of F104 and HAWK units are completed. Therefore, even if there still remain some problems on the training of NIKE personnel, the US is of the opinion that the transfer of AD responsibility is possible at the time the NIKE units are manned.

The Japanese side stated that based on US explanation, they are under the impression that the US acknowledges the number of NIKE/HAWK units Japan will deploy to Okinawa, and that they would thoroughly study

2

秘

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

秘

the US proposal. Mr. Shishido, Chief, Defense Bureau, then provided his views:

(1) Basically, we are working toward purchasing SAM and AC&W devices. We would like to further our negotiations as more detailed data and conditions are made available.

(2) The issue on the time frame of transfer of defense responsibility is referred to in Attachment #2-2. We feel that a compromise by both sides may be made since a certain amount of flexibility can be allowed in the AD posture which actually supports the transfer of defense mission. Discussion on details of this problem prior to JFY 71 budget assessment, will delicately affect our budget request. Also, our discussions will not be based on firm grounds. Therefore, we wish to hold discussions after the budget request is approved which is likely to be about the latter part of December. After which time, discussions on the package proposal can be resumed.

The US side accepted Mr. Shishido's statement and expressed their intentions of informing Washington that "the JDA intends to discuss the subject of transferring defense mission within one-year period, after their budget request is approved."

The US side promised to furnish detailed SAM information soon and at the same time asked the Japanese side to submit requests on necessary detailed data.

3. Progress Made by the AD Planning Group:

The US side proposed that, the AD Planning Group start a close study on a tentative plan of R + 1 year in addition to the R + 18 months planning which is the original Japanese proposal.

CONFIDENTIAL

3

秘

CONFIDENTIAL

秘

The Japanese side responded by stating that under the present circumstances,

- (1) Detailed information on facilities, SAM and AC&W is unknown.
- (2) Budget for the next JFY is not decided.
- (3) Reversion day is unknown.

However, should the above circumstances be presumed to be as follows, it is possible to foresee the situation as of 1 July 1973, and study in this line can be carried out by the AD Planning Group.

a. All facilities and equipment necessary for the deployment of Japanese forces can be secured.

b. The present budget request is approved.

c. Reversion day is decided as 1 July 1972.

4. Detailed Information on Facilities:

By stating that they are hoping to be able to present detailed information on facilities by the end of November, the US side provided to the Japanese side an up-to-date information on facilities as attached.

The Japanese side mentioned that since these information prove to be important data in accelerating their plans they would like to request an early submission of such information by the US.

Additionally, the Japanese side inquired about future US use of Naha Air Base in furthering their studies on ATC issue. The US side replied that it is unknown at the present and that as soon as information becomes available, they will get in touch.

- END OF TRANSLATION

4

CONFIDENTIAL

秘